

# 中小企業・小規模企業と若者の交流の場づくり事業実施業務仕様書

## 1 目的

若者の就職後3年以内の離職率は30%を超えており、雇用のミスマッチとして大きな課題となっている。その原因のひとつとして、大学生等の就職活動のスケジュール変更による業界・企業研究の期間短縮化が挙げられ、企業に対する理解が進まないまま就職活動を行った結果、就労後の早期離職につながっていると考えられる。

本事業では、企業が若者との交流による人材確保に関するノウハウの取得を目的とするとともに、若者が中小企業等の経営者や若手従業員等との交流を深め、業種や企業を研究することで就業意識の向上を図ったり、県内企業で働く魅力を体感したりすることを目的とする。

## 2 契約期間

契約日から平成30年3月16日（金）まで

## 3 事業内容

### (1) 企業経営者等との交流

若者の就職支援及び中小企業等の魅力発信を目的として、大学生、短大生、高専生、既卒者や第2新卒者等の若年求職者（35歳未満）及びその家族（以下、「参加者」という。）が企業を訪問し、職場研究及び経営者や若手従業員等との交流などを行う。

#### ① 実施内容、回数及び手法

- ・実施回数は5回とし、その対象等の内訳は以下の通りとする。
  - ア 参加者を対象とした「みえリーディング産業展2017」での交流（1回）  
10月27日（金）及び28日（土）に四日市ドームで開催予定の「みえリーディング産業展2017」（以下、「リーディング産業展」という。）の会場内における出展企業との交流（実施はいずれか1日とする）
  - イ 卒業年次の大学生・短大生等及び既卒者や第2新卒者等の若年求職者と企業との交流（4回）
- ・原則として、貸切バスによる訪問とする。なお、参加者のニーズによりバスの発着地を複数設定するなど、詳細は県と協議して決めることとする。
- ・必要に応じて、昼食時間、昼食場所を確保すること。また、昼食に関しては、参加者の自己負担とする（その旨、チラシ等に明記すること）。
- ・訪問企業の選定に関し、地域性や、移動時間を考慮すること。
- ・交流イベントにあたって、若者の就職支援と企業における人材確保に見識のあるコーディネーターを配置し、各回に参加させ、参加者の発言促進などを図ること。
- ・訪問企業に対して、事前に内容等の打ち合わせ等を行い、受け入れ企業の負担軽減を図るため、受託者側において、受け入れに関するレクチャーや会場準備等の支援に努めること。また、コーディネーターは事前に企業を訪問し、採用に向けたノウハウ（例えば参加者に対して、①自社で働くメリット（働きやすさ等）をアピールすること、②県内企業で働くことの意義を説明すること（地域社会で働くことで地域課題の解決にも寄与する等）など）も含めて説明すること。

- ・訪問時間は1社あたり2時間以上とし、職場研究、経営者や若手従業員等へのインタビュー、グループワーク等を行うこと（「リーディング産業展」訪問分を除く）。また、イベント当日終了後に参加者同士の振り返り研修を実施すること。（振り返りシートの作成等を含む）
- ・参加者に対しては、コーディネーターから、事前に訪問企業の情報（業界情報も含む）や事業内容等についてレクチャーを行うこと。また、参加者が主体的に取り組めるよう企業経営者等へのインタビューの手法や振り返り研修についても説明するほか、インタビュー時のフォローなど学びのサポートを行うなどにより、活発な交流が図られるように取り組むこと。（事前説明会を別途設けて開催することも可能）
- ・訪問企業のハード面のみでの単なる会社見学で終わらせないよう、参加者が訪問企業のソフト面について、より理解を深められるよう工夫すること。
- ・参加者の安全に配慮した運営とすること。また、参加者に対して、訪問企業における守秘義務等の規定を守るよう徹底すること。
- ・企業訪問では、受託者において、引率・進行等を行い、企業と参加者の相互理解が深まる運営を行うこと。

## ② 参加企業

- ・企業訪問の参加企業は、1回あたり1社～3社程度とする（「リーディング産業展」訪問分を除く）。

## ③ 企業の選定

- ・訪問企業は、訪問1回につき少なくとも1社は中小企業（中小企業基本法第2条第1項の定義にある企業）を入れることとし、以下の条件をすべて満たす企業を対象とする。なお、選定方法や選定企業については、事前に三重県（以下「県」という。）と協議すること。

ア 三重県内に本社または事業所を有する企業

イ 労働基準法、雇用保険法その他関連法令を遵守している企業

ウ 来年度、35歳未満の若者の正社員採用を予定している企業

エ 3（1）①イを対象とするものには、当該年度あるいは次年度に採用を予定している企業

## （2）事業運営及び参加者の募集

### ① 運営

- ・開催日時は、参加者や企業が参加しやすい日程、時間を設定すること。
- ・5回の実施スケジュール表を8月中に作成し提出すること。
- ・本事業の参加は無料とする。
- ・各回において、テーマを設定すること。  
（例）グローバル展開している企業、男女がいきいきと働く企業、ものづくり企業等
- ・各回、参加者及び訪問企業に対してアンケート調査を行い、結果を集約すること。企業へのアンケートには、企業としての参加メリットや課題など取組成果が反映できるような内容とすること。  
また、訪問時における状況等を県ホームページに掲載するため、画像を含めたホームページの原稿（1社につきA4で1枚程度）を、各訪問日後10日以内に県へ送付すること。内容については、企業の魅力をPRできるものとする。（参加

者の感想も踏まえること)

- ・参加者に対し、事故等の賠償に対応するため、傷害及び損害賠償保険を掛けること。
- ・各回、受託者において、受付、運営、片づけまで実施し、必要な人員を配置すること。

## ② 参加者の募集

- ・本事業の対象者は、大学生、短大生、高専生、若年求職者及びその家族とする。
- ・全回(5回)の参加者数はそれぞれ10名程度とすること。ただし、開催3日前の時点で参加者数が5名を下回る場合は県と協議し、企業訪問を延期する場合は、速やかに参加申込者、訪問予定企業に通知するとともに、当日の対応を含め必要な対策を講じたうえで別途日を改めて実施すること。
- ・参加者募集のため、チラシの作成(2回:1回5,000部以上)及び配布業務(1回につき100か所程度へ配布)を行うこと。チラシについては、全5回をあわせて募集すること、おしごと広場みえを周知する内容を掲載すること及び昨年度の体験者の声を掲載すること。また、古紙パルプ配合率の高い紙を使う等、なるべく環境に配慮した原材料を使用すること。なお、必要に応じて上記以外の募集方法を実施すること。
- ・大学生等の募集に関しては、就職・採用活動のスケジュールについて、考慮すること。

## (3) 完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務の実績及びアンケート結果の分析等を取りまとめた事業報告書に経費台帳等を添えて、契約期間満了日までに正副1部提出すること。

## 4 委託費

### (1) 委託費の返還

委託先機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

### (2) 委託費の支払い

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとする。

## 5 受託上の留意点

- (1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが

完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。
- (7) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除  
県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (8) 障がいを理由とする差別の解消の推進  
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (9) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
  - ① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
    - ア 断固として不当介入を拒否すること。
    - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
    - ウ 発注所属に報告すること。
    - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
  - ② 県は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 6 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、「地域創生人材育成事業実施要領」を遵守すること。